

J Aバンクローン融資約款の一部改正

新	旧
<h3>J Aバンクローン融資約款</h3> <p>本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ Aバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が2名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）、連帯保証人とのJ Aバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づく契約に適用されます。</p> <p>J Aバンクローンを借り入れた場合、………（省略）………、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<h3>J Aバンクローン融資約款</h3> <p>本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ Aバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が2名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）、連帯保証人とのJ Aバンクローン融資契約書（追加）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づく契約に適用されます。</p> <p>J Aバンクローンを借り入れた場合、………（省略）………、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
<p>第1条～第3条 （省略）</p>	<p>第1条～第3条 （省略）</p>
<p>第4条（変動金利型の利率の変更）</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面または電磁的記録により通知するものとします。</p>	<p>第4条（変動金利型の利率の変更）</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面（追加）により通知するものとします。</p>
<p>第5条（返済方法）</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 支払利息は次により算出するものとします。</p> <p>① 月割計算の場合は、毎回返済分、増額返済分の利息は「毎回返済分または増額返済分の借入元金残高×年利×経過月数÷12」で計算します。年365日日割計算の場合は「毎回返済分または増額返済分の借入元金残高×年利</p>	<p>第5条（返済方法）</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 支払利息は次により算出するものとします。</p> <p>① 月割計算の場合は、毎回返済分、増額返済分の利息は「毎回返済分または増額返済分の借入元金残高×年利×経過月数÷12」で計算します。年365日日割計算の場合は「毎回返済分または増額返済分の借入元金残高×年利</p>

新	旧
<p>×経過日数÷365」で計算します。</p> <p>② 据置期限のある場合の据置期限までの利息計算についても前号と同様に計算します。</p> <p>③ 利息前払の場合は、各利払日に次の利払日までの利息を前払します。また、利息後払の場合は、各利払日に前回の利払日<u>の翌日</u>から今回の利払日までの利息を後払します。ただし、初回利息計算では、両端計算の場合は借入日当日を含めて利息を計算し、片端計算の場合は借入日当日を含めずにして利息を計算します。</p> <p>④ 利払日、基準利率見直しによる新利率の適用開始日が組合の信用事業の休業日となる場合の利息計算方法は、組合の定める方法によります。</p>	<p>×経過日数÷365」で計算します。</p> <p>② 据置期限のある場合の据置期限までの利息計算についても前号と同様に計算します。</p> <p>③ 利息前払の場合は、各利払日に次の利払日までの利息を前払します。また、利息後払の場合は、各利払日に前回の利払日<u>(追加)</u>から今回の利払日までの利息を後払します。ただし、初回利息計算では、両端計算の場合は借入日当日を含めて利息を計算し、片端計算の場合は借入日当日を含めずにして利息を計算します。</p> <p>④ 利払日、基準利率見直しによる新利率の適用開始日が組合の信用事業の休業日となる場合の利息計算方法は、組合の定める方法によります。</p>
4 (省略)	4 (省略)
第6条 (省略)	第6条 (省略)
第7条 (期限前の全額返済義務)	第7条 (期限前の全額返済義務)
1 (省略)	1 (省略)
2 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、組合からの請求によって、ローン契約書および本約款による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにローン契約書および本約款による債務全額を返済するものとします。	2 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、組合からの請求によって、ローン契約書および本約款による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにローン契約書および本約款による債務全額を返済するものとします。
<p>① 借主が返済を遅延し、組合から書面<u>または電磁的記録</u>により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む。）を返済しなかったとき。</p> <p>② 借主が組合との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>③ 借主について、破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>④ 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>⑤ 前2号のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したときなど、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。</p>	<p>① 借主が返済を遅延し、組合から書面<u>(追加)</u>により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む。）を返済しなかったとき。</p> <p>② 借主が組合との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>③ 借主について、破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>④ 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>⑤ 前2号のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したときなど、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。</p>

新	旧
<p>⑥ 借主が組合との取引約定に違反したとき。なお、この約定に基づく組合への届出内容や提出書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたときを含む。</p> <p>⑦ 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。</p> <p>⑧ 連帯保証人が前項第1号または本項各号の一つにでも該当したとき。</p> <p>⑨ 借主または連帯保証人が、第8条第1項の暴力団員等もしくは第8条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第8条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第8条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切なとき。</p> <p>⑩ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>	<p>⑥ 借主が組合との取引約定に違反したとき。なお、この約定に基づく組合への届出内容や提出書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたときを含む。</p> <p>⑦ 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。</p> <p>⑧ 連帯保証人が前項第1号または本項各号の一つにでも該当したとき。</p> <p>⑨ 借主または連帯保証人が、第8条第1項の暴力団員等もしくは第8条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第8条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第8条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切なとき。</p> <p>⑩ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>
3 (省略)	3 (省略)
第8条～第14条 (省略)	第8条～第14条 (省略)
第15条 (借主による相殺)	第15条 (借主による相殺)
1 (省略)	1 (省略)
2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面 <u>または電磁的記録</u> によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。	2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面 <u>(追加)</u> によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。
3～4 (省略)	3～4 (省略)
第16条 (債務の返済等に充てる順序)	第16条 (債務の返済等に充てる順序)
1 (省略)	1 (省略)
2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面 <u>または電磁的記録</u> による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。	2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面 <u>(追加)</u> による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

新	旧
3～5 (省略)	3～5 (省略)
第17条～第18条 (省略)	第17条～第18条 (省略)
第19条 (届出事項) 1 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面 <u>または電磁的記録</u> により組合に届け出るものとします。 2～3 (省略)	第19条 (届出事項) 1 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面 <u>(追加)</u> により組合に届け出るものとします。 2～3 (省略)
第20条 (報告および調査) 1～2 (省略) 3 借主または連帯保証人(担保提供者を含む。)は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または連帯保証人、借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面 <u>または電磁的記録</u> により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。	第20条 (報告および調査) 1～2 (省略) 3 借主または連帯保証人(担保提供者を含む。)は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または連帯保証人、借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面 <u>(追加)</u> により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。
第21条～第23条 (省略)	第21条～第23条 (省略)
第24条 (管轄地区外への移動) 1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面 <u>または電磁的記録</u> による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。 2 借主が組合の管轄地区内において勤労に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤労に従事するような事由が生じた場合は、直	第24条 (管轄地区外への移動) 1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面 <u>(追加)</u> による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。 2 借主が組合の管轄地区内において勤労に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤労に従事するような事由が生じた場合は、直

新	旧
ちに書面 <u>または電磁的記録</u> による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。	ちに書面 <u>(追加)</u> による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。
第25条 (省略)	第25条 (省略)
第26条 (教育ローンにかかる退学通知義務) 据置期間中に就学対象者が退学（学籍喪失）した場合には、借主は書面 <u>または電磁的記録</u> をもってその旨届け出るものとします。	第26条 (教育ローンにかかる退学通知義務) 据置期間中に就学対象者が退学（学籍喪失）した場合には、借主は書面 <u>(追加)</u> をもってその旨届け出るものとします。
第27条～第28条 (省略) 以 上 (2026年2月9日現在)	第27条～第28条 (省略) 以 上 (2021年4月1日現在)